

作物統計調査
審査メモで示された論点に対する回答

農林水産省大臣官房統計部
生産流通消費統計課

今回申請された変更内容

1 耕地面積調査に関する変更 (変更内容)

(1) 人工衛星画像等を活用した事務の効率化（実測調査の代替）

(論点)

(a) これまでの取組と課題の解決

- ・ 今回の変更を実現するための課題にどのようなものがあり、それはどのようにして解決したのか。

(回答)

1. 耕地面積調査は、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に出向いて、目視による耕地の境界等の状況確認により情報を収集する標本実測調査を基本としてきましたが、統計調査員の担い手不足や職員数の減少等の課題にも対応し、今後も安定的に統計を作成していく観点から、人工衛星画像等を用いた先進技術や行政記録情報の活用を通じ、調査事務の効率化を図ることが必要となったところです。

こうした中、耕地面積調査の推計の基礎として活用してきた母集団情報である筆ポリゴンを、耕地面積調査の結果として直接活用（代替）できないか検討を進めてまいりました。

これまで筆ポリゴンを耕地面積調査の母集団情報として用いていながら、そこから直接、耕地面積の公表値が導けなかった最大の要因は、以下の点です。

筆ポリゴンの更新に当たり、広範囲の人工衛星画像等を人力で目視確認するため、予算とマンパワーを考慮すると毎年全国の範囲での更新ができず、一時点（現在の耕地面積は毎年7月15日現在）の現況を表しているとはいえないため、耕地面積（耕地面積調査の結果）として活用できない。
(実測調査に基づく耕地面積調査の結果と筆ポリゴンの集計面積が近い結果となっていない。)

2. これを解決するため、下記の2点を要件として設定し、令和7年より検討や検証を進めてきました。

- ① 現況の耕地面積（耕地面積調査の結果）と筆ポリゴンの集計面積がおおむね一致していること
- ② 筆ポリゴンを毎年全国の範囲で現況を捉えて安定的に更新できること

①については、令和2年から筆ポリゴンの更新に農地の形状変化のあった地域を大まかに特定するAIを導入するとともに、行政記録情報の活用や職員等のマンパワーの活用により筆ポリゴンの更新範囲を広げた結果、令和7年においては、耕地面積調査の結果（公表値）と筆ポリゴンの集計面積はおおむね一致することになりました。

②については、令和2年に開発しこれまで活用していたAIについて、変化が認められた個々の農地を特定するよう令和7年から改善に取り組み、人工衛星画像等を目視確認する対象を効率的に絞り込むこととしました。

これにより、予算を効率的に配分することで、地方が担ってきた人工衛星画像等の目視確認作業等に代えて、民間事業者が担う人工衛星画像等の確認範囲等を拡充する一方で、地方農政局等が担う作業は必要最小限の現地確認に重点化することにより、将来にわたって安定的に更新することが技術的に可能となったと考えております。

これらの取組により、①②の課題を解決し、今回の変更申請に至ったところです。

なお、①の検証については、令和7年に初めて全国の範囲で筆ポリゴンを更新したことにより実施可能となったものであり、それ以前の検証結果はありません。

また、令和8年についても同様の検証を進めており、その結果は部会審議の過程でお示しできると考えています。現時点では作業途中ではあるものの、大きな支障は確認されていません。

筆ポリゴンの詳細

1 筆ポリゴンの規模等

筆ポリゴンは、耕地面積調査の母集団情報として整備したもので、全国の土地を隙間なく200メートル四方（北海道は400メートル四方）の単位区に区分し、そのうち耕地が存在する約290万単位区について、人工衛星画像等を基に約3,000万筆を対象に、筆（個々の農地）ごとの位置や形状等をデジタル化した情報である。

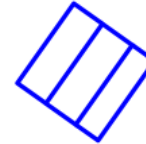
2 筆ポリゴンの利活用状況

筆ポリゴンは耕地面積調査のほか、同じ作物統計調査である水稻収穫量調査の作況標本筆（調査ほ場）を抽出する際に活用されている。

また、筆ポリゴンは平成29年3月から農業関係機関を対象に筆ポリゴンの提供を開始し、平成31年からはインターネットを通じ、全国の筆ポリゴンを幅広く提供。



（筆ポリゴン：青色の線）



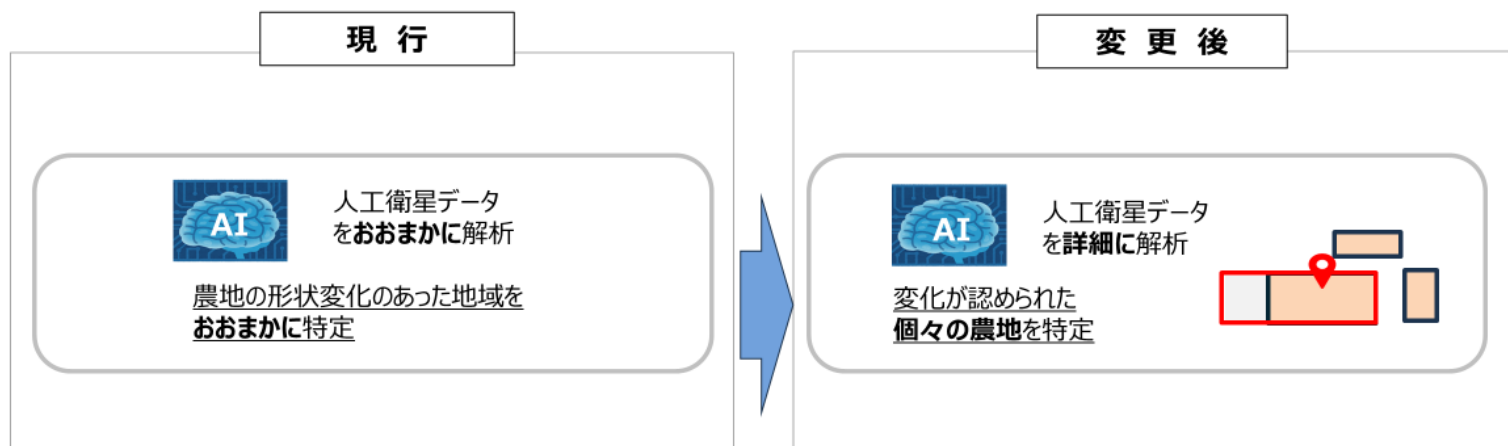
【収録情報】
位置情報、形状、
田又は畑の地目、面積



筆ポリゴンの更新に活用するAIのイメージ

- 筆ポリゴンの更新に当たっては、令和2年に農地の形状変化のあった地域を大まかに特定するAIを導入してきたところです。
- 把握方法の変更後は、変化が認められた個々の農地を特定し、人工衛星画像等を目視確認する対象を効率的に絞り込めるよう、令和7年からAIの改善に取り組んでいます。

※ 筆ポリゴンの更新で活用するAIは、変化のあった対象を抽出する機能に特化したものです。



(論点)

(b) 作業内容の変化と事務負担の軽減

- ・ これまでの実測調査による方法と比較して、集計・公表に至るまでの作業内容は、どのように変化し、どの程度の事務負担の軽減が見込まれるのか。

(回答)

これまでの実測調査による方法では、地方農政局等が、母集団である筆ポリゴンの更新、調査の実施（標本抽出、調査票等の準備、実測調査（2万9千単位区（筆に換算すると30万筆）、実測調査の推定結果を補完するための巡回・見積り及び情報収集）、調査結果の取りまとめ（実測調査結果の審査、入力、集計、推定値の検討等）といった多くの作業を担っていました。

こうした中、これまで筆ポリゴンの更新に活用してきたAIについて、形状変化等が認められた個々の農地を特定するよう、令和7年から改善に取り組み、人工衛星画像等を目視確認する対象を効率的に絞り込むこととしました。

このことによって、筆ポリゴンを毎年全国の範囲で更新するために必要な業務量が技術的に処理可能な水準に収まり、予算を効率的に配分して本省が民間事業者と締結する請負契約の範囲を拡充することで、これまで地方農政局等が担ってきた人工衛星画像等の目視確認（民間事業者の更新範囲外であった全国の筆ポリゴンの7割から8割の範囲）や行政記録情報を活用した補完作業については、民間事業者に移行できるようになりました。あわせて、筆ポリゴンを耕地面積調査の結果として直接活用することに伴い、2万9千単位区（筆に換算すると30万筆）の実測調査を取り止めることが可能となっております。

今後、地方農政局等が担う作業は、筆ポリゴンの更新のうち、必要最小限の現地確認（現地確認の準備、現地確認及び結果の入力）のみとなり、地方農政局等の事務負担の大幅な軽減が見込まれることとなります。

(論点)

(c) 人工衛星画像等の入手・活用と精度確保

① 3月31日現在の人工衛星画像等は、毎年安定的に入手できるのか。

(回答)

1. 3月31日時点又は極めて近い日の人工衛星画像等を毎年安定的に入手することが可能です。

具体的には、長年にわたり安定的に運用されてきた複数衛星の観測体制によって撮影される下記の2種類の人工衛星画像等を使用する予定です。

2. 1つ目として、筆ポリゴンの形状作成と構造物の確認を目的に、高解像度衛星画像として、米国・Vantor社の衛星WorldView等による有償画像を入手します。WorldView等は10基程度の観測体制を有しており、1日に複数回の観測機会があることから、把握期日である3月31日時点又は極めて近い日に取得された画像を利用できます。

なお、3月31日に極めて近い日の画像を入手するのは、当日の気象条件(曇りや雨)によって農地の状態を確認できない場合があるためです。

3. 2つ目として、農地の管理状態の確認を目的に、中解像度衛星画像として、欧州宇宙機関が運用する衛星Sentinel-2による無償画像を入手します。Sentinel-2は2基程度の観測体制を有しており、把握期日である3月31日以前10日以内に取得された画像のうち、把握期日に最も近い日の画像を利用できます。加えて、3月31日からさかのぼって過去1年間の複数時点(10日ごと)に取得された時系列の画像も利用できます。

これらのことから、3月31日時点の人工衛星画像を基本としつつ、前年4月から当年3月までの10日ごとの人工衛星画像もあわせて活用することを考えています。

<高解像度衛星画像イメージ>



<中解像度衛星画像イメージ>



出典: <https://www.aw3d.jp/products/ortho/>

<https://dataspace.copernicus.eu/data-collections/copernicus-sentinel-missions/sentinel-2>

(論点)

② 令和7年の検証において、実測調査の結果と乖離が生じている都道府県は、どのような理由によると考えているか。

(回答)

令和7年結果の検証を示した、令和7年筆ポリゴン集計面積（3月31日現在）と令和7年耕地面積（7月15日現在（公表値））との比較において、結果に乖離が生じている都道府県は、予算とマンパワーの不足から、筆ポリゴンの作成、形状変更、削除等の更新作業が完了していない部分があり、当該面積分を筆ポリゴン集計面積に計上できなかったためと考えています。

なお、令和7年結果の検証と同様に、令和8年結果についても検証を行っているところであり、本結果については次回の部会において報告させていただきます。

(論点)

③ これまでの耕地面積は筆ポリゴンを母集団情報として標本調査の結果を用いて推計していたが、変更後は筆ポリゴンから全ての耕地面積を集計することとなる。これにより、耕地面積の精度はどのように変化すると考えているか。

(回答)

現行の耕地面積調査の結果は、

- ・母集団情報である筆ポリゴンの集計面積を基礎とし、
 - ・標本実測調査に基づき算出した変化率を反映することにより推計し、
 - ・巡回・見積り及び情報収集により補完
- することにより取りまとめを行っています。

【現行の推計方法】

都道府県別に、標本単位区の実測によって得られた実測面積を標本単位区内の筆ポリゴン面積で割ることで変化率（現況比率）を算出し、これを、全体の筆ポリゴン面積（母集団面積）に乗じることによって、耕地面積を推定。

$$\text{推定面積} = \text{全単位区の筆ポリゴン面積} \times \frac{\text{変化率}}{\text{標本単位区内の筆ポリゴン面積}}$$

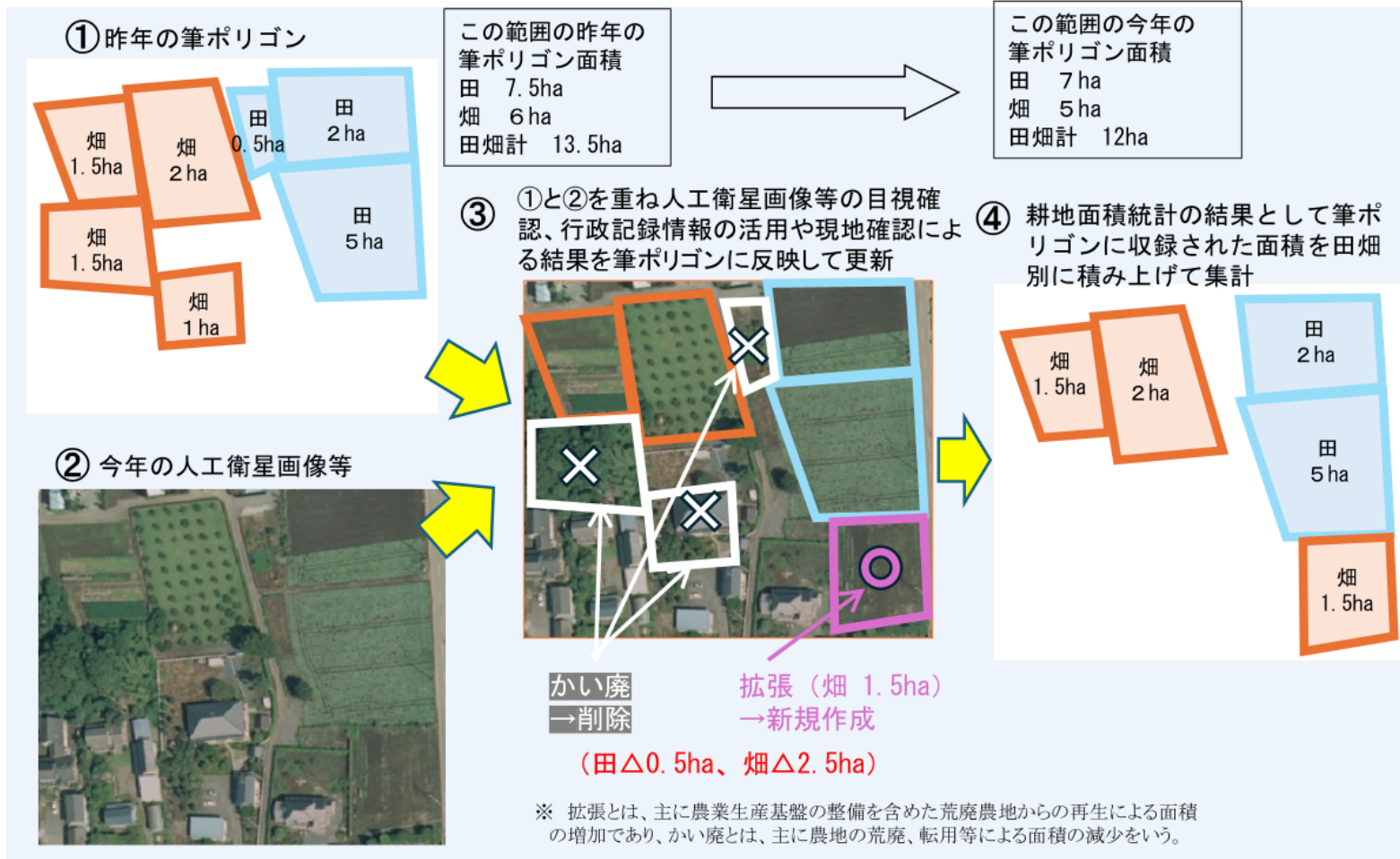
（注：変化率は、 $\frac{\text{標本単位区の実測面積}}{\text{標本単位区内の筆ポリゴン面積}}$ ）

今回の把握方法の変更は、従前から推計の基礎として活用してきた筆ポリゴンを毎年全国の範囲で更新し、その集計面積を全数把握の結果として直接活用するものです。

このため、筆ポリゴンの更新作業を適切に行うことで、より正確な結果が得られるよう努めたいと考えています。

筆ポリゴンを更新して面積を集計する方法のイメージ

- (1) ①昨年の筆ポリゴンと②今年の人工衛星画像等を重ねて目視確認し、拡張及びかい廃(※)の確認結果を筆ポリゴンに反映して更新
- (2) ③で更新した筆ポリゴンを基に、④同ポリゴンに収録された面積を田畑別に積み上げて集計



※ 拡張とは、主に農業生産基盤の整備を含めた荒廃農地からの再生による面積の増加であり、かい廃とは、主に農地の荒廃、転用等による面積の減少をいう。

(論点)

(d) 人工衛星画像等では判断が難しいと思われる場合の取扱い

① 現地確認は、どのような場合に、どのような方法で行うのか。

(回答)

現地確認は、AI が個々の農地の形状変化等を特定したもののうち、人工衛星画像等からの確認が難しく【注】、かつ、行政記録情報による補完もできない場合に、地方農政局等の職員等が現地に出向いて、目視による耕地の境界や管理状態の状況確認により情報を収集する方法で行います。

なお、人工衛星画像等からの確認（目視確認）は、これまでの実務経験を踏まえ整備した、判断基準となる画像を収録するマニュアルに基づき実施します。

【注】 人工衛星画像等からの目視確認が難しい事例

人工衛星画像等からの目視確認だけでは、荒廃した樹園地や使用されていない牧草地等の確認が難しい場合があり、行政記録情報の活用によっても管理状態の変化が特定できない場合は現地確認を実施します。

(例) 荒廃した樹園地



→
現地確認
(荒廃)



(論点)

② 行政記録情報としては、どのような情報を、どのような場合に用いるのか。

(回答)

行政記録情報については、筆ポリゴンの更新に当たって、人工衛星画像等からの確認が難しい場合に、下記の情報を活用します。

なお、AI で変化を特定できず、行政記録情報で変化を特定した場合には、それらの情報を AI の教師データとして学習させることで、AI の改善を毎年度実施することを予定しております。

情報の名称	所管	根拠	情報の概要 (周期・内容)	耕地面積集計上の 用途
遊休農地状況調査	農林水産省 経営局・ 農村振興局	農地法	毎年 遊休農地等の筆ごとの 状況に関する情報	再生農地、荒廃農 地の場所の特定に 活用
農業基盤情報基礎調査	農林水産省 農村振興局	事業成果	毎年 は場整備等の農業生産 基盤の整備を行った箇 所の状況に関する情報	は場整備等の農業 生産基盤の整備箇 所の特定に活用
営農型太陽光発電設置状況	農林水産省 農村振興局	農地法	毎年 太陽光パネルの下部で 営農が行われている箇 所の筆ごとの状況に関 する情報	太陽光パネルの下 部農地の特定に活 用
地理院地図	国土地理院	災害対策基本法	災害時 被災エリアの最新の空 中写真	耕地被害の場所の 特定に活用

※各情報の結果を取りまとめた結果等の掲載先

- ・ 遊休農地状況調査

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/yukyu.html>

- ・ 農業基盤情報基礎調査

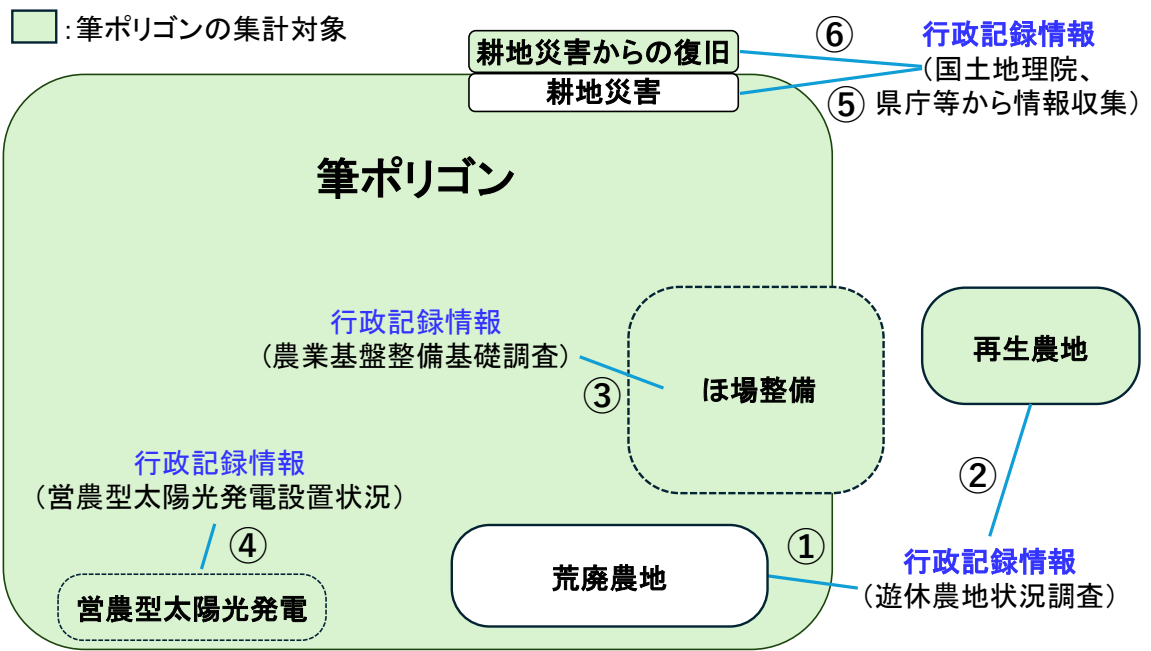
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-87.pdf>

- ・ 営農型太陽光発電設置状況

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>

- ・ 地理院地図

<https://maps.gsi.go.jp/#5/36.104611/140.084556/&base=std&ls=std&disp=1&vs=clg1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>



(論点)

③ 耕地の拡張・かい廃や田畑間の転換は、どのように判断・把握するのか。

(回答)

耕地面積を把握する具体的な方法は次のとおりです。

- (1) AI による人工衛星画像の解析によって、個々の農地の形状や荒廃、転用（宅地、工場用地、道路等）等による管理状態の変化等を特定します、
- (2) 次に、人工衛星画像等からの目視確認を行います。
- (3) (2) の目視で判断ができない場合は、行政記録情報を活用し、状態の変化を特定します。
- (4) (3) の行政記録情報で変化を特定できない場合は、現地確認を行います。
- (5) (4) までの手順によって筆ポリゴンを更新した後、更新後の同ポリゴンの面積を耕地面積統計の結果として直接集計することにより把握します。

その際、拡張面積は同ポリゴンの新規作成及び形状変更による面積の増加を集計することにより把握し、かい廃面積は同ポリゴンの削除及び形状変更による面積の減少を集計することにより把握します。

田畑間の転換については、上記の流れで行う筆ポリゴンの更新の過程において、主として、行政記録情報である農業基盤情報基礎調査の活用によって対象となる筆ポリゴンを特定し、人工衛星画像等を確認した上で、同ポリゴンに収録する地目情報を田から畑又は畑から田に変更した面積を集計することで把握します。

2. 筆ポリゴンを更新する具体的な方法（変更後の方法の詳細なイメージ）

人工衛星画像等による確認が難しい部分について、行政記録情報の活用や現地確認により情報を補完

(1) AIによる人工衛星画像等の解析

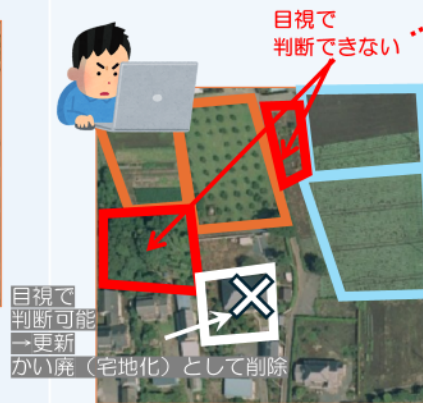
形状変化等のあった対象を抽出(※1)



※1 令和8年までは一定の範囲、9年以降は個々の筆ポリゴンが抽出対象

(2) 人工衛星画像等の目視確認

(1) に基づき目視により耕地か否か判断できれば、筆ポリゴンを更新



(3) 行政記録情報の活用

(2) で耕地か否か判断できなかった筆ポリゴンを、行政記録情報の活用によって状況の変化を特定し更新

例：遊休農地状況調査結果の活用方法

① 住所を緯度経度情報に変換(※2)

住所	緯度経度	状況
〇〇市 XXX-YY	(35. XXX, 139. YYY)	かい廃 (荒廃)
〇〇市 XXX-YY	(35. XXX, 139. YYY)	拡張 (荒廃からの再生)

② ①から特定できた筆ポリゴンは行政記録情報を活用し更新

※2 令和7年度から住所から該当する筆ポリゴンを機械的に特定



(4) 現地確認

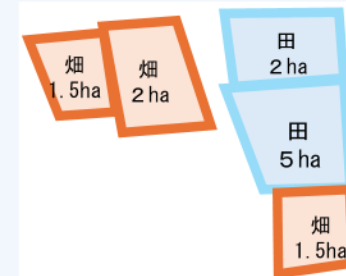
(3) で特定できなかった筆ポリゴンを現地確認し更新



(5) 更新後の筆ポリゴンの面積を集計

(4) までの手順により筆ポリゴンを更新し、耕地面積統計の結果として筆ポリゴンの面積を集計

集計方法は前頁を参照



この範囲の今年の筆ポリゴン面積
田 7ha
畑 5ha
田畑計 12ha

田畑別に面積を積み上げ

	田畑計	田	畑
全国	...	...	...
北海道	...	...	...
青森県	...	...	...
〇〇県	...	...	...

(論点)

- ④ 令和7年の筆ポリゴンによる耕地面積を集計する過程では、どの程度の規模で現地確認を行ったのか。また、変更後はどの程度の規模で現地確認が必要になると見込んでいるのか。

(現地確認の箇所数、耕地面積の全体面積に対する比率を含む。)

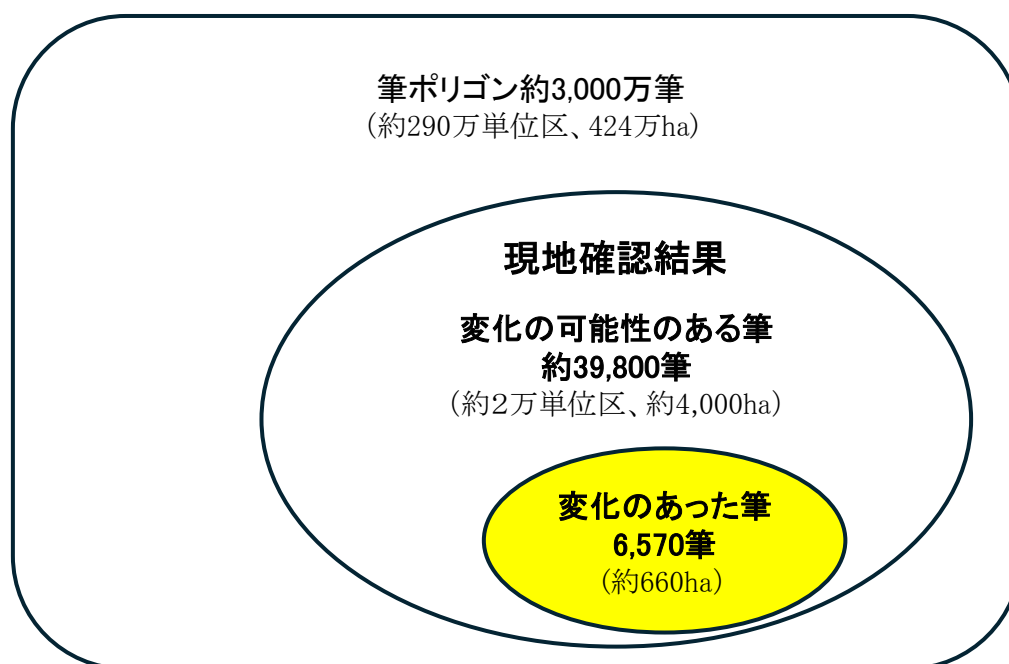
(回答)

令和7年の筆ポリゴンの更新に当たっては、令和2年に開発した農地の形状変化等のあった地域を大まかに特定するAIの導入、人工衛星画像等の目視確認、行政記録情報の活用によって対象を絞り込み、全国で約3,000万筆のうち、変化が生じた可能性のある地域について、地方農政局等が全ての筆について現地確認を行ったことにより、現地確認の対象は約39,800筆となりました。

具体的には、人工衛星画像等からの目視確認や行政記録情報の活用によって耕地か否か判断できなかった土地（荒廃した樹園地や使用されていない牧草地等）を中心に現地確認を行い、変化が確認されたものは約6,570筆でした。

把握方法の変更後は、改善したAIを活用し、変化が生じたおおまかな地域の特定ではなく、地域内で変化が生じた個々の筆を特定することで、令和7年に変化が確認された約6,570筆に相当する筆（耕地面積全体の面積の0.02%）をあらかじめ抽出することが可能になると見込んでいます。

これにより、現地確認において、単位区内の全ての筆を確認する必要がなくなり、令和7年の現地確認の結果に機械的に当てはめると、筆数で約33,300筆程度の削減が見込まれます。



令和7年の現地確認結果を用いた検証

(論点)

(e) 基準時点・公表時期の変更の理由・影響

- ① これまでは、毎年7月15日現在を基準としていたところ、変更後は、3月31日現在の人工衛星画像等により筆ポリゴンを整備することとしているが、基準日の変更理由は何か。

(回答)

これまで調査期日を7月15日現在としていた理由は、水稻作付面積調査と同時に対地標本実測調査を行っており、水稻の作付の状況を確認できる時期(田植えが終わった後)に調査をする必要があったためです。なお、水稻作付面積は令和7年産から行政記録情報を活用した取りまとめに移行しております。

このため、水稻の作付を把握する時期にとらわれる必要がないことと、変更後の把握方法は人工衛星画像等を主体とした方法であり、人工衛星画像等の入手から解析・確認に必要な期間を踏まえると、7月15日現在の人工衛星画像を活用するのでは、利活用部局が求める年内公表に間に合わないことから、3月31日現在の人工衛星画像を活用することとし、これにあわせて基準日も変更しました。

(論点)

- ② この変更による結果数値の連続性への影響はないのか。

(回答)

令和7年の耕地面積調査の結果(7月15日現在)と筆ポリゴン集計面積(3月31日現在)は、作成方法や作成時点の違いはあるものの、結果としてはおおむね一致しており、連続性への影響はないと考えています。

(論点)

- ③ 概要の公表時期が10月下旬から12月下旬に繰下げとなるが、利活用上支障が生じないか。

(回答)

利活用部局に確認し、年内公表であれば問題ないとの回答を得ており、利活用上支障は生じません。

2 水稲以外の作物に関する調査の変更

(変更内容)

(1) 全国調査を周期的に実施する作物に係る全国調査実施年の見直し

(論点)

○ 7年答申で課題とされた母集団情報の相違による影響について、どのような検証結果が得られたのか。また、今回の実施年の変更は当該影響への対応として行われたものと考えられるが、この時点で当該変更が必要と判断した理由を確認したい。

(回答)

「過去の答申への対応状況について」を参照

(変更内容)

(2) 行政記録情報等の活用による調査の一部代替（茶・花き）

(論点)

(a) 茶、花きそれぞれについて、作物統計調査と都道府県が保有するデータの①根拠、②データの提供者・データの調査範囲、③提供内容、④周期、はどのようなになっているか。

(b) 茶の作付面積調査及び収穫量調査の結果と鹿児島県保有データとの比較結果並びに花きの作付面積調査及び収穫量調査の結果と長野県保有データとの比較結果について、一部乖離が生じているが、その理由は何か。

(回答)

(a) 作物統計調査と都道府県が保有するデータの把握方法等は以下のとおりです。

	茶	
	作物統計調査	鹿児島県データ
①根拠	統計法に基づく基幹統計	自県の茶の生産振興を図る上で必要なデータを整備することを目的に実施している情報把握
②データの提供者・調査範囲	・農協等関係団体（全数）、農業経営体（標本）、荒茶工場（標本） ・県内全域	・全市町村を通じた範囲で、市町村の情報収集先は荒茶工場や地域実情を知る茶生産者など ・県内全域
③提供内容	栽培面積、摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量	栽培面積、茶期別摘採面積・生葉収穫量、茶期別・茶種別荒茶生産量
④周期	毎年、一番茶期及び年間計	毎年、一番茶期及び年間計

	花き	
	作物統計調査	長野県データ
①根拠	統計法に基づく基幹統計	自県の花きの生産振興を図る上で必要なデータを整備することを目的に実施している情報把握
②データの提供者・調査範囲	・農協等関係団体（全数）、農業経営体（標本） ・県内全域	・県の出先機関を通じた把握で、情報収集先は全市町村及び農協など ・県内全域
③提供内容	調査対象品目ごとに、作付（収穫）面積及び出荷量	調査対象品目ごとに、作付（収穫）面積及び出荷量
④周期	毎年、年1回	毎年、年1回

なお、作物統計調査と都道府県が保有するデータについて、代替が可能と判断した経緯は以下のとおりです。

茶については、国（農林水産省が実施する作物統計調査）は栽培面積を農協などの関係団体（全数調査）や農業経営体（標本調査）、収穫量を荒茶工場（標本調査）を調査対象として調査を実施し、県は県内全市町村を通じて把握を行っており、市町村は荒茶工場などから直接聞き取るなど情報を入手し取りまとめています。

また、花きについては、国（農林水産省が実施する作物統計調査）は作付面積・収穫量を農協などの関係団体（全数調査）や農業経営体（標本調査）を調査対象として調査を実施し、県は県の出先機関が県内全市町村及び農協などから直接聞き取るなど情報を入手し取りまとめています。

県の調査については、統計理論に基づく標本調査として調査設計されているものではなく、精度の比較はできないところではありますが、茶、花きともに、作物統計調査同様の対象に対して情報収集等を行うことにより把握して得られた結果であり、それぞれの結果の比較においても作物統計調査の目標精度（茶5%、花き5%）の範囲内で高い整合性があるため、代替しても支障ないものと考えています。

- (b) 作物統計調査と都道府県が保有するデータについては、(a) で整理したとおり、両者とも県内全域の状況を把握するものですが、データを把握する方法が異なります。具体的には、作物統計調査は農協等の関係団体及び農業経営体の大規模階層は全数調査としつつ農業経営体の中小規模階層は標本調査としており一定の誤差を含む一方、都道府県のデータも栽培している農家等の全ての情報を把握しているものではないため、それぞれのデータで差が生じているものの、結果の比較においては作物統計調査の目標精度（茶 5 %、花き 5 %）の範囲内で高い整合性があるため、代替しても支障ないものと考えています。

(論点)

- (c) 都道府県が整備するデータについて、今後、安定的に入手していくため、どのような調整を行ったのか。また、仮に都道府県が当該データの整備を取りやめた場合、どのように対応するのか。

(回答)

- (c) 都道府県が整備し保有するデータの活用に向けては、都道府県との意見交換等の場で県のデータ保有を認知した段階でデータ提供への協力依頼を行うとともに、県によるデータ整備の継続性について確認しました。データ整備を取り止めるを得ないような事態が想定される場合は、調査計画の変更等の手続を要するため速やかな情報提供を依頼しています。

また、都道府県とは連絡体制の整備等の協力関係を維持することにより、データ整備の取り止めの動きを早く捉え、代替データがないことから、改めて作物統計調査として従前の調査を再開する対応を考えています。

(変更内容)

(3) 二段階公表（概要（第1報）、詳細（確報））の一本化（花き）

(論点)

○ 公表の一本化に関する利用者への周知は、どのように行う予定か。

(回答)

令和9年度に行う従来の概要（第1報）公表時に、今後は年に1回の詳細（確報）公表に変更になる旨を公表資料に明記するとともに、HPにおいても周知することを考えています。

過去の答申への対応状況について

諮問第 190 号の答申（令和 7 年 3 月 21 日付け統計委第 2 号）

2 今後の課題

（3）全国調査を行う際の母集団情報の適切な利用〔前記 1（2）イ（ウ）関連〕

本申請により、水稻以外の作物に係る全国調査について、最新の農林業センサスによる母集団情報が利用できる作物のグループと、前回の農林業センサスによる母集団情報を利用せざるを得ない作物のグループの二つに分かれ、その関係が将来にわたって継続することは、①全国調査年における経営体の選定及び集計、②主産県調査年における全国値の推計において支障が生じる懸念がある。

については、令和 7 年産以降の調査結果について、母集団情報の相違による影響を検証するとともに、必要に応じて、両グループともに可能な限り最新の母集団情報が使えるよう、関係部局間で連携、調整して、全国調査の実施年を検討することが必要である。

（回答）

1. 本課題に対する認識と対応

- （1）本課題については、令和 8 年産から 5 年周期で全国調査を実施するグループ（以下「8 年グループ」という。（注 1））が、全国調査の報告者を選定する際に、最新の母集団情報（令和 8 年産の調査においては、2025 年農林業センサス）を用いることができるのに対して、令和 7 年産から 5 年周期で全国調査を実施するグループ（以下「7 年グループ」という。（注 2））については、全国調査の報告者を選定する際に、最新の母集団情報が使用できず、古い情報（令和 7 年産の調査においては、2020 年農林業センサス）に基づいて報告者を選定せざるを得ないことから、7 年グループの報告者の選定過程で、離農や栽培する作物の変化により、適切な報告者の選定が行えないことが多発し、ひいては、調査結果への影響が生じるのではないかという問題意識が出発点であると認識している。

（注 1） 8 年グループ：陸稲、かんしょ、飼料作物、茶、果樹

（注 2） 7 年グループ：野菜・花き

- （2）したがって、本来であれば、8 年グループに係る令和 8 年産調査の回収状況等が明らかになった時点で、両グループの状況を比較した上で判断すべきものと理解しているが、7 年グループに係る令和 7 年産調査の回収状況から、回収率の低い要因が離農のみならず、作付転換による影響も考えられるため、全国調査年における報告者の選定及び主産県調査年における全国値の推計（非主産県値の推計）への影響に関する懸念を踏まえると、全国調査年において可能な限り最新の母集団情報を利用することが望ましく計画の変更が必要との判断に至ったことから、今回の変更申請に加えることとした。

これにより、7年グループに係る令和12年産調査を令和13年産に、8年グループに係る令和13年調査を令和14年調査にそれぞれ変更することで、両グループとも2030年農林業センサスによる最新の母集団情報を利用して全国調査を実施することが可能となる。

なお、次回の全国調査年の変更については、関係部局間で調整済みである。

2. 7年グループに係る令和7年産調査の回収状況

7年グループにおける母集団情報の相違による影響の検証について、令和7年産調査の回収状況をみると、調査票配布数に対する集計に使えた回答の全体の割合が64%、「作付なし」を除く回答の割合が48%となっており、一定の割合で作物の変化が生じていることが確認できた。（詳細は別紙）

なお、集計に使えた回答が48%となっているが、この値の算出の分母に当たる必要なサンプルサイズは標本設計を見直す前（令和6年度）の抽出率（（必要有効回答数÷実績有効回答率）÷母集団数）を用いて算出しており、回答率を加味した必要なサンプルサイズに対する有効回答数となっているため、回答率が50%程度でも集計、調査結果に支障は生じていない。

7年グループに係る令和7年産調査の回収状況

※本資料の整理について

令和7年産から経営体調査を面積と収穫量を一体で捉える調査となり、面積において「作付なし」の回答も有効回答として整理（「0」として集計）していることから、「作付なし」の回答について、作付面積の集計には使えたが、収穫量（単収）の集計には使えない回答として整理。

